

[事案 27-147] 解約無効請求

・平成 28 年 3 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の誤説明により、解約してしまったことを理由に、解約手続を無効とし、解約時に遡って払済保険に変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月、保険会社の誤説明により、錯誤に陥ってしまい、平成 2 年 8 月に契約した 3 件の契約を解約してしまったので、解約手続を無効とし、解約時に遡って払済保険に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 3 件の契約のうち 1 件は、解約時、払済最低保障保険金額に達しておらず、1 件は、払済最低保険金額に達することのない契約であるため、3 件のうち 2 件はそもそも申立人の主張は成り立たない。
- (2) 当社は払済変更可否について、正確に回答しており、解約時、申立人から払済変更の希望は受けていない。そのうえで、申立人は 3 件の契約の解約請求書に署名・押印をしていることから、申立人に錯誤は生じておらず、仮に錯誤があったとしても、重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど解約時の状況を把握するため事情聴取を行った。募集人については、陳述書をもって事情聴取に代えた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような錯誤に陥っていたと認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。